

相談系サービスの指導方針

福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課

令和8年8月

目次

令和8年度の指導方針等について	1
1 集団指導（全サービス提供事業所対象）	1
2 運営指導（全サービス提供事業所対象）	1
3 令和7年度運営指導及び監査の状況（特定相談支援事業所分）	2
4 令和8年度運営指導の予定（特定相談支援事業所分）	4

令和8年度の指導方針等について

1 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設、特定及び一般相談支援事業所（以下「障がい福祉サービス事業所等」という。）に対し、自立支援給付及び地域生活支援事業の対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して行うもので、福岡市はオンラインの活用（動画の配信及びホームページへの資料掲示）により実施しています。

○開催時期

基本は、年1回、8月に行います。大幅な制度改正、報酬改定等がある場合には、別途臨時で開催する場合があります。

○対象事業所

すべての障がい福祉サービス事業所等を対象とします。地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の事業所も対象としています。臨時開催分については、内容により選定します。

○通知方法

全サービス提供事業所に対し、電子メールで開催通知を送付するとともに、福岡市のホームページに開催のお知らせを掲載します。

○受講及び報告

受講に際しては、全サービス提供事業所は配信動画を視聴するとともに、福岡市のホームページから資料をダウンロードし、熟読する必要があります。そして、所定の様式により、受講した旨を本市へ報告する必要があります。

2 運営指導

事前に「自己点検表」を作成していただき、市はこれに基づいて関係書類を閲覧し、管理者等の関係者と面談して、指定基準や報酬告示の遵守状況について、実地にて指導します。

○対象事業所

事業開始後運営指導を行っていない事業所、その他運営指導を行うことが適当と認められる事業所を選定して実施します。

○実施の通知

事前に、運営指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実施通知を交付します。概ね1か月前には通知する予定ですが、**実施日の当日に連絡し、抜き打ち的に運営指導等を行う場合もあります。**

○指導結果の通知

当日口頭で改善が必要な内容を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

○改善報告書の提出

文書により指摘した場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求めます。

なお、給付費の算定誤りにより過誤申立てを指導した場合は、介護給付費等に関する請求誤り結果報告書と過誤申立書の提出も求めます。

3 令和 7 年度運営指導及び監査の状況

(1) 実施事業所数

- ・特定相談支援事業所 43 事業所（内訳：運営指導 43 件、監査 0 件）

(2) 指摘数（運営指導のみ掲載）

- ・特定相談支援事業所 文書指摘延べ 150 件、口頭指摘延べ 53 件

(3) 特定相談支援事業所への過去の指摘事項（★は報酬の返還につながるもの）

○人員に関する基準（主なもの）

ア) 変更の届出

- ・管理者や相談支援専門員等が変更されているにもかかわらず、変更届を提出していない事例
- ・事業所の電話番号が変わったにもかかわらず、利用者にも他の事業所にも教えず、市へ変更届の提出も怠っている事例
- ・主たる事務所の所在地を変更したにもかかわらず、変更届を提出していない事例

○運営に関する基準（主なもの）

ア) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・契約書、重要事項説明書等について、書面の日付、契約期間が未記入となっている事例
- ・書面による契約書、重要事項説明書等について、事業者代表者印や利用者印の押印がなされていない事例
- ・重要事項説明書の内容が、市への届出の内容と異なっている事例
- ・契約をしていないにもかかわらず、契約内容報告書を区へ提出している事例

イ) 契約内容の報告

- ・契約が成立及び終了した利用者について、区役所へ契約内容報告書が提出されていない事例

ウ) 計画相談支援給付費の額に係る通知等

- ・法定代理受領通知を交付していない事例

エ) 指定計画相談支援の具体的取扱方針

- ・サービス等利用計画及び計画案に利用者の同意を得ていない事例

オ) 秘密保持等

- ・従業者又は従業者であった者が、事業者が無断で、利用者又は利用者の家族の個人情報記載された文書を外部へ持ち出し、その結果、一部を紛失した恐れのある事例
- ・利用者及びその家族から、個人情報使用同意書を徴していない事例

カ) 虐待の防止

- ・虐待の防止のための措置について運営規程への明記がない事例
- ・虐待防止委員会の設置や開催、研修の実施、虐待防止担当者の配置等が行われていない事例

キ) 記録の整備

- ・モニタリングの実施場所が記載されていない事例
- ・モニタリング報告書、担当者会議録、サービス提供時モニタリング実施記録等の支援記録が作成されていない事例
- ・利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならないが、契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書が保存されていなかった事例
- ・利用申込に関して、利用受付簿が作成されていない事例

○報酬の算定に関する事項（主なもの）

ア) 加算

- ★行動障害支援体制加算を算定するためには常勤の相談支援専門員を配置する必要があるが、当該相談支援専門員が非常勤となったにもかかわらず、加算を算定し続けている事例
- ★集中支援加算について、月に2回以上利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず、加算を算定している事例
- ★集中支援加算について、福祉サービス等の担当者を招集して会議を開催する必要があるにもかかわらず、利用者及び家族のみを招集し、加算を算定している事例
- ・集中支援加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があるが、なされていない事例
- ★サービス提供時モニタリング加算について、サービスを提供する事業所又は提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、確認結果の記録を作成する必要があるが、当該記録を作成せず、加算を算定していた事例
- ★サービス担当者会議実施加算について、担当者会議の記録がないにもかかわらず、加算を算定していた事例

イ) サービス利用支援費

- ★サービス等利用計画案及びサービス等利用計画について、利用者又はその家族に対し説明せず、文書による利用者等の同意を得ないまま、サービス利用支援費を請求している事例
- ★サービス利用支援の流れの中で、サービス担当者会議を開催し、サービス提供担当者への説明や専門的な意見の聴取を行わなければならないが、開催しないままサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援費を請求している事例
- ・サービス利用支援費の請求において、サービス提供月を、サービス等利用計画に利用者から同意を得た日の属する月ではなく、支給決定日の属する月にしていた事例

ウ) 継続サービス利用支援費

- ★モニタリングの結果、サービス内容の更新や変更を行った際、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費の両方を請求している事例
- ★継続サービス利用支援費で請求すべきものが、サービス利用支援費で請求された事例

エ) 機能強化型

- ★機能強化型（継続）サービス利用支援費について、現任研修を修了した相談支援専門員が常勤専従ではなく非常勤兼務だったにもかかわらず、報酬算定をしていた事例

4 令和8年度運営指導の予定

(1) 実施期間

令和8年6月頃～

(2) 計画数

約 51 事業所

(3) 重点項目

- ・過去の運営指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。
- ・サービス等利用計画案の記載内容が十分なものか確認を行います。
- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定している事業所に対しては、体制要件、人材要件を継続して満たしているか確認を行います。
- ・集中支援加算やサービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等を算定している場合は、加算の算定要件を満たしているか確認を行います。

事務の間違いや不正を未然に防ぐためにも、書類等の作成・保管は適切に行ってください。

運営指導の有無にかかわらず、年1回は「自己点検表」を作成し、指定基準や報酬算定の確認に活用してください。自己点検表は、福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市ホーム＞健康・医療・福祉＞福祉・障がい者＞福祉事業者に関すること＞事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）＞事業者向け（障がい福祉サービス等）
→ 5 自己点検表、事業所運営にかかる届出・報告等の各種様式